



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日
(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

規 則

- 沖縄県海洋生物資源の採捕の数量等の報告に関する規則（水産課） 1
- 沖縄県知事管理量に係るくろまぐろの採捕の停止に関する規則（水産課） 4
- 沖縄 I T 津梁パーク施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則（情報産業振興課） 4

告 示

- 家畜伝染病発生の報告（畜産課） 4
- 林業種苗生産事業者の登録（森林管理課） 5
- 公有水面埋立しゅん功認可（港湾課） 5
- 都市計画事業の変更の認可・3件（都市計画・モノレール課） 6
- 防災街区整備事業組合の事業計画の変更の認可（都市計画・モノレール課） 7

公 告

- 知事が施行者になった都市計画事業の変更についての周知（都市計画・モノレール課） 7
- 開発行為に関する工事の完了（建築指導課） 7

病院事業局事項

- 特定調達契約に係る落札者の決定（県立中部病院） 8

収用委員会事項

- 公示による通知 8

規 則

沖縄県海洋生物資源の採捕の数量等の報告に関する規則をここに公布する。

平成31年 2月26日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県規則第3号

沖縄県海洋生物資源の採捕の数量等の報告に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号。以下「法」という。）第17条第3項の規定に基づき、第一種特定海洋生物資源の採捕の数量等の報告に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規則において使用する用語は、法及び沖縄県漁業調整規則（昭和47年沖縄県規則第143号）において使用する用語の例による。

(採捕の数量等の報告者)

第3条 法第17条第3項に規定する規則で定める者（以下「採捕の数量等の報告者」という。）は、次に掲げる漁業を営む者とする。

- (1) 小型まき網漁業
- (2) まぐろはえ縄漁業
- (3) かつお一本釣漁業
- (4) 底魚一本釣漁業

- (5) 固定式刺網漁業
- (6) 小型定置網漁業
- (7) 定置漁業（漁業法（昭和24年法律第267号）第6条第3項に規定する定置漁業をいう。）
- (8) 沿岸くろまぐろ漁業（漁業法第110条第1項に規定する太平洋広域漁業調整委員会又は日本海・九州西広域漁業調整委員会が承認した沿岸くろまぐろ漁業をいう。）
- (9) 前各号に掲げる漁業以外の漁業でくろまぐろを採捕する漁業
（採捕の数量等に係る知事に対する報告事項）

第4条 採捕の数量等の報告者は、法第17条第3項の規定により報告するときは、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律施行規則（平成8年農林水産省令第31号）第17条で定める事項のほか、次に掲げる事項を知事に報告しなければならない。

- (1) 採捕の数量等の報告者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 採捕に係る漁業の許可番号、免許番号又は承認番号
- (3) 船名及び漁船登録番号
- (4) 採捕に係る第一種特定海洋生物資源を陸揚げした日
（採捕の数量等の報告の方法）

第5条 法第17条第3項の規定による報告（以下「採捕の数量等の報告」という。）は、次の表の第一種特定海洋生物資源の種類欄に掲げる第一種特定海洋生物資源について、同表の期間欄に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ同表の基準日の欄に掲げる基準日ごとに当該基準日が属する月の日に陸揚げされた当該第一種特定海洋生物資源の採捕の数量を集計し、同表の報告期限の欄に掲げる期限までに採捕の数量等の報告書（第1号様式又は第2号様式）を提出する方法によらなければならない。

| 第一種特定海洋生物資源の種類 | 期間 | 基準日 | 報告期限 |
|----------------|---------------------------------------|------|--------------|
| くろまぐろ | 漁獲可能量による管理の対象となる期間（以下「漁獲可能量管理期間」という。） | 月の末日 | 当該月の翌月の10日まで |

- 2 知事が法第8条第2項の規定による公表をした場合における採捕の数量等の報告は、前項の規定にかかわらず、当該公表の日から当該公表の日が属する漁獲可能量管理期間の末日までの間は、当該公表に係る採捕に係る第一種特定海洋生物資源を陸揚げした日ごとに当該陸揚げした日から3日以内に採捕の数量等の報告書を提出する方法によらなければならない。
- 3 採捕の数量等の報告に係る文書を郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便で提出した場合における前項の期間の計算については、送付に要した日数は、算入しない。
（電子情報処理組織による報告）

第6条 知事は、採捕の数量等の報告については、前条第1項又は第2項の規定にかかわらず、沖縄県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成16年沖縄県条例第34号）に基づき、電子情報処理組織（知事の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）と採捕の数量等の報告者の使用に係る入出力装置とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して行わせることができる。

- 2 前項の規定により行われた報告は、知事の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に知事に到達したものとみなす。
- 3 第1項の規定により電子情報処理組織を使用して採捕の数量等の報告を行わせる場合における前条第1項又は第2項の規定の適用については、同条第1項中「採捕の数量等の報告書（第1号様式又は第2号様式）を提出」とあるのは「入出力装置（採捕の数量等の報告者の使用に係る入出力装置に限る。）から入力してファイルに記録」と、同条第2項中「採捕の数量等の報告書を提出」とあるのは「入出力装置から入力してファイルに記録」とする。

附 則

この規則は、公布の日から起算して20日を経過した日から施行する。

第1号様式（第5条関係）

採捕の数量等の報告書

年 月 日

沖縄県知事 殿

住所

氏名 (法人にあつては、その名称及び住所) 印

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第17条第3項の規定に基づき、採捕の数量等を次のとおり報告します。

| | | |
|--------------------|----|--------|
| 漁業の許可番号、免許番号又は承認番号 | 船名 | 漁船登録番号 |
| | | |

第一種特定海洋生物資源 くろまぐろ

| 陸揚げ日 | | 採捕の数量 (kg) | |
|------|---|----------------|----------------|
| 月 | 日 | 小型魚 (体重30kg未満) | 大型魚 (体重30kg以上) |
| | | | |
| | | | |

注 この様式は、採捕の数量等の報告者が自ら報告する場合に使用すること。

備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4判とすること。

2 氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。

第2号様式 (第5条関係)

採捕の数量等の報告書

年 月 日

沖縄県知事 殿

住 所

組合名 漁業協同組合

代表者氏名 印

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第17条第3項の規定に基づき、採捕の数量等を次のとおり報告します。

第一種特定海洋生物資源 くろまぐろ

| 陸揚げ日 | | 氏名 | 住所 | 漁業の許可番号、免許番号又は承認番号 | 船名 | 漁船登録番号 | 採捕の数量 (kg) | |
|------|---|----|----|--------------------|----|--------|----------------|----------------|
| 月 | 日 | | | | | | 小型魚 (体重30kg未満) | 大型魚 (体重30kg以上) |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |

注 この様式は、水産業協同組合法 (昭和23年法律第242号) に基づく漁業協同組合が採捕の数量等の報告者である組合員に代わり報告する場合に使用すること。

備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4判とすること。

2 採捕の数量等の報告者である組合員から第4条に定める報告事項の報告を委任されたことが確認できる書類を添付すること。

沖縄県知事管理量に係るくろまぐろの採捕の停止に関する規則をここに公布する。

平成31年 2月26日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県規則第4号

沖縄県知事管理量に係るくろまぐろの採捕の停止に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号）第10条第2項の規定に基づき、同法第4条第1項に規定する都道府県計画（以下「県計画」という。）で定める知事管理量に係るくろまぐろをとることを目的とする採捕の停止に関し必要な事項を定めるものとする。

(告示)

第2条 知事は、管理期間（体重30キログラム未満のくろまぐろ（以下「小型魚」という。）又は体重30キログラム以上のくろまぐろ（以下「大型魚」という。）に係る知事管理量による管理の対象となる期間として県計画で定める期間をいう。以下同じ。）において、次に掲げる場合に該当すると認めるときは、直ちにその旨を県公報で告示するものとする。

- (1) 小型魚又は大型魚の採捕の数量が、県計画において定める小型魚若しくは大型魚の知事管理量を超えており、又は超えるおそれが著しく大きいと認めるとき。
- (2) 小型魚又は大型魚の採捕の数量が、県計画において定める採捕の種類、海域若しくは管理期間ごとの小型魚若しくは大型魚の知事管理量を超えており、又は超えるおそれが著しく大きいと認めるとき。

(採捕の停止)

第3条 知事が前条の規定により同条各号に掲げる場合に該当する旨の告示をした場合には、当該告示の日の翌日から同日の属する管理期間の末日までの間は、当該告示に係るくろまぐろをとることを目的とした採捕をしてはならない。

附 則

この規則は、公布の日から起算して20日を経過した日から施行する。

沖縄 I T 津梁パーク施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成31年 2月26日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県規則第5号

沖縄 I T 津梁パーク施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

沖縄 I T 津梁パーク施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（平成30年沖縄県条例第68号）の施行期日は、平成31年 3月 1日とする。

告 示

沖縄県告示第78号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第1項の規定により、次のとおり家畜伝染病が発生した旨の届出があった。

平成31年 2月26日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

| 発生伝染病の種類 | 家畜の種類 | 患畜、疑似患畜の別 | 頭数 | 発生場所（区域） | 発生年月日 |
|----------|-------|-----------|------|----------|-------------|
| ヨーネ病 | 牛 | 患畜 | 1戸2頭 | 今帰仁村 | 平成31年 2月14日 |

沖縄県告示第79号

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第10条第1項の規定により、生産事業者を次のとおり登録した。

平成31年 2月26日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

| 登録 番号 | 生産事業者の名称及び住所 | | 生産事業の内容 | 事業所の名称及び所在地 | |
|----------|--------------|----------------|-------------------------|-------------|----------------|
| | 名称 | 住所 | | 名称 | 所在地 |
| 23 | 沖縄北部森林組合 | 名護市宇宇茂佐913番地の2 | 種穂の採取、幼苗の育成及び幼苗以外の苗木の育成 | 沖縄北部森林組合 | 名護市宇宇茂佐913番地の2 |

沖縄県告示第80号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定により、公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功を次のとおり認可した。

平成31年 2月26日

栗国港港湾管理者 沖縄県

代表者 沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 しゅん功認可年月日及び指令番号 平成31年 1月25日 沖縄県指令土第49号
- 2 しゅん功認可を受けた者の所在地及び名称並びに代表者の住所及び氏名
 - (1) 認可を受けた者 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県
 - (2) 代表者 那覇市寄宮1丁目7番1号 沖縄県知事 玉城康裕
- 3 埋立区域
 - (1) 位置
 - ア 第1区域 栗国村字浜浜崎原432番1、432番3、433番1、433番2、434番、436番1及び436番2並びに同村字浜南港原446番及び447番1の地先公有水面
 - イ 第2区域 栗国村字浜浜崎原432番1の地先公有水面
 - (2) 区域
 - ア 第1区域 次の①の地点から⑥の地点までを順次に結んだ線及び①の地点と⑥の地点を結ぶ平成5年秋分の満潮位（DL+1.54メートル）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域
 - ①の地点 四等三角点浜（北緯26度34分44秒3202、東経127度14分24秒0304）から261度06分26秒393.98メートルの地点
 - ②の地点 ①の地点から249度02分19秒6.17メートルの地点
 - ③の地点 ②の地点から249度01分41秒19.47メートルの地点
 - ④の地点 ③の地点から339度10分05秒70.24メートルの地点
 - ⑤の地点 ④の地点から30度09分30秒20.50メートルの地点
 - ⑥の地点 ⑤の地点から299度42分32秒16.77メートルの地点
 - イ 第2区域 次の⑦の地点から⑪の地点までを順次に結んだ線及び⑦の地点と⑪の地点を結ぶ平成5年秋分の満潮位（DL+1.54メートル）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域
 - ⑦の地点 四等三角点浜（北緯26度34分44秒3202、東経127度14分24秒0304）から273度03分11秒446.92メートルの地点
 - ⑧の地点 ⑦の地点から285度22分52秒11.48メートルの地点
 - ⑨の地点 ⑧の地点から285度17分33秒11.86メートルの地点
 - ⑩の地点 ⑨の地点から15度18分47秒7.38メートルの地点
 - ⑪の地点 ⑩の地点から30度08分42秒6.04メートルの地点
 - (3) 面積
 - 第1区域 4,461.23平方メートル
 - 第2区域 206.62平方メートル
 - 合計 4,667.85平方メートル

- 4 埋立免許の年月日及び指令番号 平成6年10月19日 沖縄県指令土第748号
- 5 関係図書を閲覧することができる市町村名 粟国村

沖縄県告示第81号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、昭和58年沖縄県告示第470号で認可した那覇広域都市計画公園事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成31年2月26日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 施行者の名称 那覇市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 那覇広域都市計画公園事業
 - (2) 名称 5・5・那3号識名公園
- 3 事業施行期間 昭和58年8月8日から平成36年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 昭和58年沖縄県告示第470号、昭和63年沖縄県告示第290号、平成5年沖縄県告示第304号、平成6年沖縄県告示第694号、平成12年沖縄県告示第220号、平成14年沖縄県告示第170号、平成16年沖縄県告示第269号及び平成24年沖縄県告示第155号の事業地のうち那覇市字真地上原地内において事業地を変更する。
 - (2) 使用の部分 変更なし
- 5 変更の内容 事業施行期間の延長及び事業地の変更

沖縄県告示第82号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、平成20年沖縄県告示第346号で認可した那覇広域都市計画公園事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成31年2月26日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 施行者の名称 南風原町
- 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 那覇広域都市計画公園事業
 - (2) 名称 3・3・南4号津嘉山公園
- 3 事業施行期間 平成20年5月30日から平成34年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 変更なし
 - (2) 使用の部分 なし
- 5 変更の内容 事業施行期間の延長

沖縄県告示第83号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、平成24年沖縄県告示第245号で認可した那覇広域都市計画公園事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成31年2月26日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 施行者の名称 那覇市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 那覇広域都市計画公園事業
 - (2) 名称 那8号安里緑地
- 3 事業施行期間 平成24年4月24日から平成36年3月31日まで
- 4 事業地

- (1) 収用の部分 変更なし
- (2) 使用の部分 なし
- 5 変更の内容 事業施行期間の延長

沖縄県告示第84号

密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成9年法律第49号）第157条第1項の規定により、防災街区整備事業組合の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成31年 2月26日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 事業組合の名称 那覇市農連市場地区防災街区整備事業組合
- 2 事務所の所在地 那覇市樋川2丁目6番1号
- 3 事業施行期間 平成26年5月30日から平成33年3月31日まで
- 4 施行地区 那覇市樋川2丁目、樋川1丁目、松尾2丁目及び壺屋1丁目のそれぞれ一部
- 5 設立認可の年月日 平成26年5月19日
- 6 変更の認可の年月日 平成31年2月6日

公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定による事業計画の変更の認可を受けたので、同法第66条の規定により、次のとおり公告する。

平成31年 2月26日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 那覇広域都市計画公園事業
 - (2) 名称 9・5・2平和祈念公園
- 2 施行者の名称 沖縄県
- 3 事務所の所在地 那覇市泉崎1丁目2番2号
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 変更なし
 - (2) 使用の部分 なし
- 5 事業施行期間 平成7年12月6日から平成36年3月31日まで
- 6 変更の内容 事業施行期間の延長

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成31年 2月26日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成29年5月29日 沖縄県指令土第437号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 八重瀬町字東風平840番1の一部及び840番5
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 那覇市首里鳥堀町5丁目28番地7サルビアンカ201 岡本隆、那覇市首里鳥堀町5丁目28番地7サルビアンカ201 岡本清乃
- 5 検査済証番号 平成31年2月14日 第4535号
- 6 工事完了年月日 平成31年1月24日

病院事業局事項

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

平成31年2月26日

沖縄県立中部病院長 本 竹 秀 光

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量 内視鏡関連機器（内視鏡室及び透視室）の賃貸借 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 沖縄県立中部病院総務課 うるま市字宮里281番地
- 3 落札者を決定した日 平成30年12月17日
- 4 落札者の名称及び所在地 ティーマディクス株式会社 東京都新宿区西新宿一丁目22番2号
- 5 落札金額 59,985,748円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日 平成30年11月6日

収用委員会事項

沖縄県収用委員会告示第3号

収用しようとする土地 那覇市牧志1丁目516番1、517番、559番及び573番

土地所有者 不明 住所不明

土地収用法（昭和26年法律第219号）第46条第2項の規定に基づき上記の者に通知すべき下記書類は、当収用委員会事務局（沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号、沖縄県土木建築部用地課内）において保管してあるので、出頭の上その交付を受けてください。

記

那覇広域都市計画公園事業4・3・那1号緑ヶ丘公園裁決申請等事件に係る平成31年2月15日付け審理の開催についての通知書

（注意）上記書類を受領しないときは、平成31年3月19日をもってその書類の送達があったものとみなされます。

平成31年2月26日

沖縄県収用委員会

| | |
|--|---|
| <p>発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074</p> | <p>印刷所 株式会社 国際印刷 〒901-0147 那覇市宮城1丁目13番9号</p> |
|--|---|